

# 杉並区ゴルフ連盟会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、杉並区ゴルフ連盟と称する。

(目 的)

第2条 本会は、健全なスポーツとしてのゴルフの普及、発展と正しいマナーの教育に努めることをもって、杉並区民のスポーツ振興に寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 大会、教室等の企画および実施。
2. ゴルフの普及、発展に関する調査・研究および指導。
3. 同一目的を有する他団体との交流および協力。
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 本会は事務所を杉並区和泉[REDACTED]に置く。

## 第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 会 長     | 1名  |
| 2. 副 会 長   | 若干名 |
| 3. 顧 問     | 若干名 |
| 4. 理 事 長   | 1名  |
| 5. 副 理 事 長 | 1名  |
| 6. 常 任 理 事 | 若干名 |
| 7. 理 事     | 若干名 |
| 8. 会 計     | 1名  |
| 9. 会 計 監 査 | 1名  |

(選出)

第6条 本会の役員の選出は次のとおりとする。

1. 役員は、総会で選出する。
2. 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選とする。

(任務)

第7条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。
3. 理事長は、理事会を代表して会務を処理する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、これを代理する。
5. 常任理事および理事は、本会の事務を執行する。
6. 会計は本会の経理を司る。
7. 会計監査は本会の会計および財産を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠または増員による役員の残存期間とする。

(名誉役員)

第9条 本会の名誉会長および顧問を総会の議を経ておくことができる。

- 2 名誉会長および顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

### 第3章 会 議

(機関)

第10条 本会に総会、理事会および常任理事会をおく。

(総会)

第11条 1. 総会は、会員をもって組織する。

2. 総会は、本会の運営に関する重要事項を決議する。

3. 総会は、毎年1回以上会長が招集し、その議長となる。なお、理事会が必要と認めた場合、会長は総会を、招集し開催しなければならない。

4. 総会は会員の過半数をもって成立し、決議は過半数をもって決する。ただし、文書により委任された場合は出席とみなし、可否同数のときはこれを決する。

(理事会)

第12条 理事会は本会の執行機関であり、理事長、副理事長、常任理事および理事をもって構成する。

- 2 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、総会は決定事項の執行、当面する事務処理、その他会長が必要と認める事項等会務を執行する。
- 4 理事会は、理事の3分の1をもって成立し、決議は過半数をもって決する。ただし、文書により委任された場合は出席とみなし、可否同数のときはこれを決する。

(常任理事会)

- 第13条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、理事会より委任された事項および本会の業務で緊急を要する事項を審議、執行する。
- 2 常任理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
  - 3 常任理事会が処理した事項については、その後の理事会において報告し、承認を得なければならない。

## 第4章 会 計

(会 費)

- 第14条 個人会員は3,000円の年会費を納入する。  
団体会員は30,000円の年会費を納入する。

(経 理)

- 第15条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。
1. 会費
  2. 寄付金
  3. その他の収入

(会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(予 算)

- 第17条 本会の予算は理事会で編成し、監事の審査を経て総会の承認を得る。

(決 算)

- 第18条 決算はその会計年度終了後、監事の審査を経て総会に報告し、その承認を経ることを要する。

## 附 則

- この規程は、平成 8年6月12日より施行する。  
この規程は、平成10年1月 1日より施行する。  
この規程は、平成19年1月 1日より施行する。  
この規程は、平成29年1月 1日より施行する。